平成２１年（再イ）第１５９２号
東京都板橋区栄町32―５―602
再生債務者　五木田眞吾
1　決議に付する再生計画案　平成22年３月30日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成22年４月20日まで
平成22年４月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再イ）第１６７０号
東京都足立区梅田７―29―14―201
再生債務者　志村　廣実
1　決議に付する再生計画案　平成22年３月18日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成22年４月20日まで
平成22年４月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再イ）第１６７７号
東京都北区神谷２―22―11―307
再生債務者　林　　恭子
1　決議に付する再生計画案　平成22年３月10日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成22年４月20日まで
平成22年４月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再イ）第１８１８号
東京都杉並区下井草５―19―14―501
再生債務者　荒川　　寿
1　決議に付する再生計画案　平成22年３月19日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成22年４月20日まで
平成22年４月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再イ）第１８８０号
東京都江戸川区江戸川１―43―31
再生債務者　近藤　美幸
1　決議に付する再生計画案　平成22年３月15日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成22年４月20日まで
平成22年４月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再イ）第１８９９号
東京都板橋区高島平１―22―12―302
再生債務者　村田　里香
1　決議に付する再生計画案　平成22年３月23日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成22年４月20日まで
平成22年４月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第１６号
秋田市御所野地蔵田４丁目９番８号
再生債務者　加藤　謙一
1　決議に付する再生計画案　平成22年３月５日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年４月27日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年４月27日まで
平成22年４月６日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（再イ）第１２０号
岡山市北区奥田２丁目２番30号　ディアステージ奥田公園402号
再生債務者　山根　幸子
1　決議に付する再生計画案　平成22年３月19日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年４月27日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年４月27日まで
平成22年４月６日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（再イ）第１２２号
岡山県赤磐市桜が丘東６丁目６―230
再生債務者　髙原美代香
1　決議に付する再生計画案　平成22年３月29日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年４月27日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年４月27日まで
平成22年４月６日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（再イ）第２０号
熊本県菊池市旭志伊萩762番地
再生債務者　坂本　卓矢
1　決議に付する再生計画案　平成22年３月24日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年５月６日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年５月６日まで
平成22年４月６日
熊本地方裁判所山鹿支部個人再生係

平成２１年（再イ）第６６号
鹿児島市星ヶ峯１丁目24番13号
再生債務者　藤久保敏郎
1　決議に付する再生計画案　平成22年３月17日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年５月６日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年５月６日まで
平成22年４月６日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２２年（再イ）第４号
神戸市西区竜が岡１丁目17―17
再生債務者　山崎　正貴
1　決議に付する再生計画案　平成22年３月29日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年５月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年５月７日まで
平成22年４月６日
神戸地方裁判所明石支部再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成１８年（再イ）第１２１号
岐阜県羽島市竹鼻町飯柄645番地、前住所岐阜県羽島市堀津町321番地
再生債務者　鷲﨑　麻美（旧姓所）
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成18年10月26日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成22年４月５日　　岐阜地方裁判所

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２１年（再イ）第２４号
福島県西白河郡西郷村大字小田倉字岩下49番地
再生債務者　高山　英美
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成22年４月５日
福島地方裁判所白河支部再生係

平成２１年（再イ）第１８０号
東京都八王子市椚田町535番地21
再生債務者　辻郷　博勝
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成22年４月６日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

小規模個人再生による免責決定

平成２２年（モ）第３００３号
札幌市北区屯田９条３丁目２番１―402号
再生債務者　川原　浩樹
1　主文　再生債務者を免責する。
2　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。
平成22年４月６日
札幌地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２２年（再ロ）第１００３３号
東京都町田市鶴川６―８―４―501
再生債務者　松岡　隆昌
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年４月30日まで
4　一般異議申述期間　平成22年５月14日から平成22年６月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第３号
堺市北区金岡町1100番地68
再生債務者　布生　清久
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年５月６日まで
4　一般異議申述期間　平成22年５月10日から平成22年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係